

ご契約にあたって「重要事項説明書」

■ご契約内容の確認

- ・ 本契約は、申込みを当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
- ・ ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまにお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等（契約電流（A）、契約容量（kVA）、契約電力（kW））は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。

<他社からの電気の契約の切替の場合>

原則として、現在ご契約中の小売電気事業者（以下「現電力会社」）との契約終了時点の契約容量等の値とします。

<お引越し（転入）の場合>

原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。

- ・ 電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。
- ・ 原則として、電気ご使用場所で当社とのガス使用契約がある場合は、同一名義といたします。

■需給開始予定日

- ・ 需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1～2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、需給の開始が遅れる可能性があります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
- ・ 需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせします。

■供給電圧および周波数

- ・ 当社は、送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧及び周波数で電気を供給いたします。

| | |
|------|----------------------------|
| 供給電圧 | 100V / 200V / 100V 及び 200V |
| 周波数 | 50Hz |

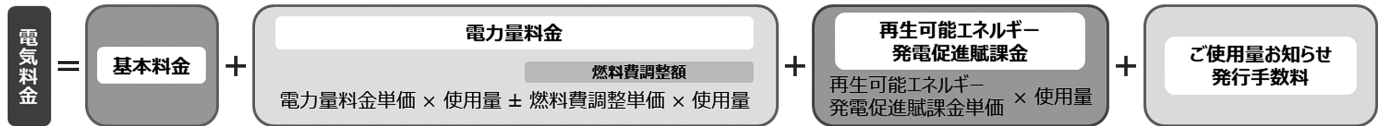
■電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

- ・ 当社は、送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。詳細は、【電力料金の計算】をご確認ください。
- ・ 当社は、電気の需給開始日から最初の計量日までの日数、または解約前の計量日の翌日から解約日までの日数が24日以下または、36日以上の場合は、基本料金を日割計算して電気料金を請求します。

【電気料金の計算】

電気料金は、「1か月※1」を単位として計算します。

月ごとの電気料金は、基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびご使用量お知らせ発行手数料※2の合計です。



小数点以下切り捨て

送配電事業者が行った計量にもとづき、当社がお客さまが選択した電気料金メニューごとの算式によって計算します。

詳しい算式は、各電気料金メニューごとのプラン約款をご確認願います。

※1 前回の計量日から今回の計量日の前日までの期間をいいます。

※2 ご使用量お知らせ書面をご希望のお客さまに対して、1契約あたり165円(税込)を加算して計算いたします。



お客さまが新たに電気の使用を開始した場合、および、電気の使用を廃止する場合で、1か月のご使用期間が24日以下、もしくは36日以上の場合には、基本料金を日割り計算いたします。

■電気料金のお支払い方法

- ・ 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じて、口座振替またはクレジットカード払いにより支払っていただきます。ただし、料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合、料金がクレジット会社により当社へ立替払いされなかった場合または当社の事情により前述による支払いができない場合等、特別の事情がある場合には、当社指定の方法、当社指定の条件により支払っていただきます。
- ・ 原則として、電気ご使用場所で当社とのガス使用契約がある場合は、同一支払方法といたします。また、同一ご使用場所での電気複数契約についても同様とします。

■電気料金の支払義務発生日および支払期日

- ・ 支払義務発生日は、送配電事業者が託送約款で定める検針日とします。
- ・ お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- ・ 支払期日は、検針日および消滅日の属する月の翌月1日から起算して40日目といたします。ただし、消滅日とその前回検針日が同月の場合は、消滅日の属する月の翌々月1日から起算して40日目といたします。また、お客さまと当社との協議によって当社が継続してガス料金と電気料金を一括して請求する場合の支払期日は、検針日の属する月の翌月以降の最初のガス料金支払義務発生日（ガス小売供給約款等にもとづきガス料金の支払義務が発生する日をいいます）の翌日から起算して30日目といたします。
- ・ 支払期日が日曜日または銀行法第1条第1項に規定する政令で定める日および8月14日、15日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は、支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日または休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。

■お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・お客さまからのお申し出により契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

└ 契約容量等の変更を希望される場合：下記のお問合せ先までご連絡下さい。

└ 電気料金メニューの変更を希望される場合：下記のお問合せ先までご連絡下さい。

└ 解約を希望される場合：下記のお問合せ先までご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

■その他需給に関わる費用

- ・需給開始等にもない工事費負担金が発生した場合は、送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など送配電事業者から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

■電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い

- ・電気の需給にあたり、送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにもない、当社もしくは送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。
 - ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
 - ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に送配電事業者が実施する停電(お客さまの電気の使用の中止または制限)
 - ③お客さまの承諾を得た上で、送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
 - ④お客さまの電気のご利用にもない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
 - ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

■当社からの契約の変更および解約

- ・当社は、送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、低圧電気需給約款や電気料金プラン約款および付帯メニュー定義書を変更する場合があります。その場合には、個別に通知する方法またはあらかじめ当社ホームページ等によりお知らせいたします。
- ・お客さまと当社とのこれまでの契約状況(お支払い状況含む)により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約することがあります。
- ・「えちてん電気+ガスホーム」もしくは「えちてん電気+ガスビジネス」プランをご契約のお客さまで、当社とのガス使用契約を解約した場合は、直後の電気検針日より「えちてん電気ホーム」もしくは「えちてん電気ビジネス」プランへ適用プランを変更いたします。
- ・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約することがあります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合等には、当社は本契約を終了することがあります。

■その他

- ・お申し込みにあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込み下さい。
- ・現電力会社から切り替えて当社の電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にともなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。
- ・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。
- ・「えちてん電気 + ガスホーム」または「えちてん電気 + ガスビジネス」プランまたは「アルビレックス新潟応援プラン」の契約を解約もしくはプラン変更されたお客さまから、再度同一ご使用場所において、「えちてん電気 + ガスホーム」または「えちてん電気 + ガスビジネス」プランまたは「アルビレックス新潟応援プラン」のお申込みをいただいた場合、お申込日が過去の解約された日もしくはプラン変更された日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約またはプラン変更の場合にはこの限りではありません。
- ・本書面記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、当社ホームページをご確認ください。

<個人情報の取扱いについて>

個人情報の取り扱いについては、当社ホームページの「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

<クーリング・オフ（お申込みの撤回または契約の解除）について>

- ①当社からの勧誘を受け、申込書により契約を締結した日（その日の前に「特定商取引に関する法律」第4条または第18条の書面を受領した場合にあっては、その書面を受領した日）から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約のお申し込みの撤回または契約の解除を行うことができます。
 - ②契約のお申し込みの撤回または契約の解除があった場合、当社はその契約のお申し込みの撤回または契約の解除に伴う損害賠償、または違約金を請求いたしません。
- ※お客さまよりのお申し出による販売契約の際は該当いたしません。

| | |
|---------|---|
| 小売電気事業者 | 新潟県新潟市秋葉区新津4516 越後天然ガス株式会社 |
| 登録番号 | A0556 |
| お問合せ先 | 【電話番号】 0250-24-2171 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00 |
| 担当者 | |